

諮問の趣旨等について

1 趣旨

(1) 循環基本計画

令和元年（2019年）5月8日循環第246号により環境審議会へ諮問し、循環型社会推進部に付託（資料2参照）。

- 道では、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」（平成20年（2008年）10月策定）に基づき、平成22年（2010年）4月に、先行計画である「北海道循環型社会推進基本計画」の達成状況や、国の「第2次循環型社会形成推進基本計画」（平成20年（2008年）3月策定）の内容を踏まえ、「北海道循環型社会形成推進基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、指標を設定のうえ、北海道らしい循環型社会形成に向けた取組を推進してきたところ。
- また、取組の進捗状況把握のため、指標に対する計画中間年度（平成26年度（2014年度））の目標値を設定し、さらに、本計画を実行性のあるものとして推進するため、計画の中間年度である平成26年（2014年）に、この目標の達成状況の検証結果のほか法制度や社会経済情勢等の変化を踏まえ、見直しを行った。
- 計画期間は、平成22年度（2010年度）から概ね10年とされていることから、現計画の目標の達成状況、法制度や社会経済情勢等の変化を踏まえ「北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）」を新たに策定するものである。

(2) 廃棄物処理計画

令和元年（2019年）7月24日循環第870号により環境審議会（循環型社会推進部会）へ諮問。

- ※ 廃棄物処理計画の策定は、北海道環境審議会運営要綱第2条第2項に基づく指定事項であるため、環境審議会から循環型社会推進部会へ付託があったものとみなされる。
- 道では、廃棄物処理法に基づき、国の基本方針に則して「北海道廃棄物処理計画」を策定し、道内の廃棄物の減量や適正処理に向けた取組を推進しているが、現行計画が令和2年（2020年）3月で期間満了となることから、後継計画を策定するものである。

2 計画の体系：資料3-2のとおり

3 見直し等の主な要因：資料3-3のとおり

4 今後のスケジュール（予定）：資料3-4のとおり